

資料編

I 環境関連法令・条例・要細等一覧

II 環境基準等

III 各種データ

IV 環境活動団体一覧

V 表彰制度及び受賞団体

VI 広報印刷物一覧

VII 用語集

I 環境関係法令、条例、要綱等一覧

1 環境関連

ア 国

法 律 等 名	制定日	最近改正日
環境基本法	H 5.11.19	H19. 6.13
地球温暖化対策の推進に関する法律	H10.10. 9	H18. 6. 7
エネルギーの使用の合理化に関する法律	S54. 6.22	H18. 6. 2
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	H 9. 4.18	H17. 7.26
エネルギー政策基本法	H14. 6.14	—
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)	H13. 6.22	H18. 6. 8
環境影響評価法	H 9. 6. 3	H19. 3.31
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	S46. 6.10	H18. 6. 2
大気汚染防止法	S43. 6.10	H18. 2.10
悪臭防止法	S46. 6. 1	H18. 6. 2
騒音規制法	S43. 6.10	H17. 4.27
振動規制法	S51. 6.10	H16. 6. 9
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	H 4. 6. 3	H19. 5.18
水質汚濁防止法	S46. 6.24	H18. 6.14
工業用水法	S31. 6.11	H12. 5.31
土壌汚染対策法	H14. 5. 2	H18. 6. 2
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	S48.10.16	H17. 4.27
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)	H11. 7.13	H14.12.13
ダイオキシン類対策特別措置法	H11. 7.16	H18. 6.14
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	H15. 7.25	—

イ 神奈川県

条 例 等 名	制定日	最近改正日
神奈川県環境基本条例	H 8. 3.29	—
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	H 9.10.17	H16. 3.30
神奈川県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱	H元. 4.26	H16. 1. 1
神奈川県環境影響評価条例	S55.10.20	H11.12.24

ウ 横浜市

条 例 、 要 綱 等 名	制定日	最近改正日
横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	H 7. 3.24	H18.12.25
横浜市環境影響評価条例	H10.10. 5	H12. 2.25
横浜市環境影響評価条例施行規則	H11. 5.24	H18. 1.13
横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱	H 7. 7. 1	H17. 4. 1
横浜市生活環境の保全等に関する条例	H14.12.25	H18.12.25
土壌汚染対策法に基づく汚染土壌浄化施設認定要綱	H17.4.1(施行)	—
横浜市環境保全基金条例	H2. 3.24	—
横浜市環境創造審議会条例	H6. 6.15	H19. 4. 1

2 緑関連

ア 国

法 律 等 名	制定日	最近改正日
国土調査法	S26. 6. 1	H16. 6.18
国土調査促進特別措置法	S37. 5.19	H12. 3.29
屋外広告物法	S24. 6. 3	H17. 7.26
首都圏近郊緑地保全法	S41. 6.30	H18. 7.29
都市緑地法	S48. 9. 1	H18. 6. 2
森林法	S26. 6.26	H18. 6. 2
食料・農業・農村基本法	H11. 7.16	H18.12.15
農地法	S27. 7.15	H17. 7.26
農業経営基盤強化促進法	S55. 5.28	H19. 5.25
農業振興地域の整備に関する法律	S44. 7. 1	H17. 7.29
農業委員会等に関する法律	S26. 3.31	H18. 6.23
独立行政法人農業者年金基金法	H14. 12.4	H16. 6.23
農業近代化資金融通法	S36.11.10	H17. 3.31
野菜生産出荷安定法	S41. 7. 1	H18. 6. 2
生産緑地法	S49. 6. 1	H11.12.22
市民農園整備促進法	H 2. 6.22	H18. 5.31
農住組合法	S55.11.21	H18. 6. 2
漁港漁場整備法	S25. 5. 2	H19. 5.30
土地改良法	S24. 6. 6	H19. 3.31
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	H元. 6.28	H17. 6.10
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	H 6.12.14	H18. 6.21
構造改革特別区域法	H14.12.18	H19. 6.27
都市公園法	S31. 4.20	H16. 6.18
都市計画法	S43. 6.15	H18. 6. 8
土地区画整理法	S29. 5.20	H18. 6. 2
宅地造成等規制法	S36.11. 7	H18. 4. 1
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	H12.11.27	—

イ 神奈川県

条 例 、 要 綱 等 名	制定日	最近改正日
補助金の交付等に関する規則	S45. 3.31	H18. 3.31
地域活性化推進事業実施要綱	H11. 4. 1	—
農とみどりの整備事業実施要綱	H12. 4. 1	H17. 4. 1
神奈川県園芸特産総合対策事業実施要綱	H 7. 4. 1	H18. 4. 1
神奈川県土地改良事業等補助金交付要綱	S45. 4. 1	H19. 7. 4
神奈川県担い手育成総合支援協議会交付金要綱	H17. 9.16	H18. 3.20
神奈川県農業委員会交付金等交付要綱	S46. 2.26	H17. 4. 1
神奈川県都市農業推進条例	H17.10.18	—
かながわ都市農業推進資金融通措置要綱	H19. 4. 1	H19. 5.21
かながわ都市農業推進資金利子補給要綱	H19. 4. 1	H19. 5.21
神奈川県農業振興関係事業補助金交付要綱	H18. 4. 1	—
地域農業生産総合振興対策実施要綱	H18. 4. 1	—

ウ 横浜市

条 例 、 要 綱 等 名	制定日	最近改正日
横浜市屋外広告物条例	S31.10.31	H17. 2.25
横浜市屋外広告物審議会規則	S31.10.31	H12.10.31
緑の環境をつくり育てる条例	S48. 6.20	H18.12.25
横浜市都市緑地法施行細則	S49.12.25	H17. 4. 1
横浜市首都圏近郊緑地保全法施行細則	S44. 5.10	H17. 1.14
横浜市市民の森設置事業実施要綱	S46. 8. 3	H17. 4. 1
横浜市緑地保存事業実施要綱	S46. 8. 3	H19. 2.26
横浜市名木古木保存事業実施要綱	S46. 8. 3	H16. 9. 1
横浜自然観察の森条例	S60.10.15	S61. 9.25
ふれあいの樹林設置事業実施要綱	S63.10.25	H17. 4. 1
横浜市街路樹要綱	S53. 9	H14. 4. 1
公園緑地の寄附受納要綱	H12.12. 5	H18.12.25
森づくりボランティア団体育成・支援要綱	H14.10.15	H17. 4. 1
横浜市都市緑地法行為許可基準	H12. 4. 1	H17. 1.14
近郊緑地保全地区内開発行為指導要綱	S44. 3. 1	H18. 4. 1
横浜市協働の森基金条例	H17. 3.25	—
横浜市漁港管理会設置条例	S32. 3. 9	H 3.12.25
横浜市基幹農業者育成対策事業補助金交付要綱	H 6. 4. 1	H19. 3.26
よこはま・ゆめ・ファーマー認定要綱	H 8. 4. 1	—
横浜市農業経営資金融資実施要綱	S49.10.15	H15. 4. 1
よこはま都市農業振興資金利子補給金交付要綱	H11. 4. 1	H19. 4. 2
横浜市農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱	H 7. 4. 1	H18. 9.11
横浜市防災協力農地登録制度要綱	H 8. 4. 1	H18. 2.27
横浜市農業協同組合協議会補助金交付要綱	S36. 4. 1	H 6. 4. 1
恵みの里整備事業実施要領	H11. 3. 1	—
恵みの里整備事業補助金等交付要領	H11. 3. 1	H12. 9. 1
横浜市土地改良事業補助金交付規則	S50.10. 4	H17. 4. 1
横浜市土地改良事業補助金交付規則施行要綱	S50.10. 4	H18. 7.25
横浜市団体営(国費対象)土地改良事業等補助金交付要綱	H 6. 4. 1	H11.11.22
横浜市(県費対象)土地改良事業等補助金交付要綱	S45.10. 1	H11.11.22
横浜市農業環境総合整備事業補助金交付要綱	S62.10.12	H 6. 4. 1
港北ニュータウン地域内農業対策要綱	S43. 8.17	—
横浜市港北ニュータウン地域農業振興事業補助金交付要綱	S45. 9. 7	H18. 8.10
横浜市農地改良協会補助金交付要綱	H17. 2. 1	—
横浜市農業専用地区設定要綱	S46.11. 8	H 6. 4. 1
横浜ふるさと村設置事業実施要綱	S58. 4. 1	H 6. 4. 1
横浜ふるさと村設置事業補助金交付要綱	S58. 4. 1	H18. 9.21
寺家ふるさと村四季の家管理運営補助金交付要綱	S62.11.27	H18. 9.21
横浜市金沢地区臨海部農園整備事業補助金交付要綱	H 4. 1.10	H18. 8.10
横浜市生産緑地振興特別対策事業補助金交付要綱	H 6. 6.30	—
舞岡ふるさと村虹の家管理運営事業補助金交付要綱	H 9. 4. 1	H18. 9.21
横浜市横浜ブランド農産物育成増産事業補助金等交付要綱	H10. 4. 1	H18. 8.24
横浜ブランド農産物生産者団体及び生産地の認定要領	H10. 4. 1	—
横浜ブランド特別栽培農産物認証制度実施要綱	H17. 2. 1	H18. 9.22
栽培管理記帳実践農家登録制度要綱	H15. 9. 8	H17. 5.17
横浜市野菜生産価格安定対策事業補助金交付要綱	S52. 4. 1	H18. 7.28

条 例 、 要 綱 等 名	制 定 日	最 近 改 正 日
施設美化用花苗生産配布事業実施要領	H 4. 8.28	H17. 4. 1
苗木育成栽培配布事業実施要領	H 7. 3.16	—
横浜市環境保全型農業推進委員会設置要綱	H 8. 7.31	H 9. 8.12
横浜市環境保全型農業推進者認定制度要綱	H17. 1.26	—
環境創造局農産物譲渡要綱	H17. 4. 1	—
横浜市園芸団体育成事業補助金交付要綱	H18. 4. 1	—
横浜市畜産振興事業補助金交付要綱	H18. 4. 1	—
牛障害者農業就労援助事業施設整備事業補助金交付要領	H 3.11.14	H 6. 4. 1
横浜市家畜診療等手数料条例	H17. 2.25	—
横浜市家畜診療等事務取扱要綱	H17. 4. 1	—
市民耕作園事業実施要綱	H12. 9.18	H14. 4. 1
市民耕作園補助金交付要綱	H12. 9.18	—
栽培収穫体験ファーム補助金交付要綱	H 5. 4. 1	H18. 8.29
横浜市特区農園推進事業実施要綱	H16. 1.23	H17.10.26
いきいき健康農園推進事業実施要綱	H15.12. 3	—
横浜市公園条例	S33. 3.31	H19. 5.31
横浜市動物園条例	S63. 3.31	H19. 2.23
横浜市開発事業の調整等に関する条例	H16. 3. 5	—
横浜市斜面緑地における地下室建築物の建築及び開発の規制等に関する条例	H16. 3. 5	H18. 3.15
横浜市公園愛護会事務取扱要綱	H12. 4. 1	H17. 4. 1
横浜市公園施設管理運営委員会事務取扱要綱	H12. 4. 1	—
横浜市プレイパーク運営支援要綱	H16. 8. 1	—
横浜市こども植物園規則	S54. 6.23	H17. 4. 1
横浜市生産緑地地区指定要領	H 3.10. 4	H 9. 5.26
横浜市農業委員会連合会運営事業補助金交付要綱	H16.10.18	H18. 7.13
横浜市協働の森基金寄付受納要綱	H17. 7.26	—
横浜市屋上緑化等助成事業要綱	H16. 4. 1	H18. 5. 1
横浜市緑化施設整備計画認定実施要綱	H18. 2.10	—
京浜の森づくり協働緑化支援事業の運営に関する要綱	H17.12.16	—
京浜の森づくり協働緑化支援事業助成要綱	H17.12.16	—
農のある地域づくり協定事業実施要綱	H19. 3.30	—

3 下水道関連

ア 国

法律等名	制定日	最近改正日
下水道法	S33. 4.24	H17. 6.22
河川法	S39. 7.10	H17. 7.29

イ 横浜市

条例、要綱等名	制定日	最近改正日
横浜市排水設備指定工事店規則	H11. 1.14	H17. 4. 1
横浜市下水道事業の設置等に関する条例	S41.12.27	H19. 2.23
横浜市下水道条例	S48. 6. 5	H15.10. 3
横浜市下水道条例施行規則	S48. 6.27	H18. 4.25
横浜市河川占用料条例	H12. 3.27	—
横浜市河川の管理に関する規則	S42. 3.29	H17. 4. 1

4 廃棄物関連

ア 国

法律等名	制定日	最近改正日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S45.12.25	H18. 6. 2
循環型社会形成推進基本法	H12. 6. 2	—
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	H12. 6. 7	H19. 6.13
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	H10. 6. 5	H15. 6.18
資源の有効な利用の促進に関する法律	H 3. 4.26	H14. 2. 8
使用済自動車の再資源化等に関する法律	H14. 7.12	H18. 6. 2
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	H12. 5.31	H16.12. 1
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	H 7. 6.16	H18. 6.15

イ 横浜市

条例・要綱等名	制定日	最近改正日
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H 4. 9.25	H17. 3.25
横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱	H元. 4. 1	H15. 4
横浜市廃棄物埋立跡地利用に係わる指導要綱	H 6.10. 1	—
産業廃棄物の処分に関する指導要綱	S48.12	H13. 4
建築物の解体工事に係る指導要綱	H17.11.24	H19. 5. 8

II 環境基準等

1 大気汚染に関する環境基準

(1) 大気の汚染等に係る環境基準

物質	二酸化硫黄 * 1	一酸化炭素 * 1	浮遊粒子状物質 * 1	二酸化窒素 * 2	光化学オキシダント* 1
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分光計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法、又はエチレンを用いる化学発光法
備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの）に限り、二酸化窒素を除く。）をいう。					

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

* 1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
最近改正 平成8年10月25日 環境庁告示第73号

* 2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
最近改正 平成8年10月25日 環境庁告示第74号

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成9年2月4日 環境庁告示第4号
最近改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	一年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。

2 悪臭防止法の定める悪臭物質と規制基準

昭和48年5月31日 横浜市告示第129号
最近改正 平成7年4月5日 横浜市告示第 87号

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソバレルアルデヒド*	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

* 規制基準は敷地境界線での基準のみを示す。

3 水質汚濁に関する環境基準 (抜粋)

昭和46年12月28日 環境庁告示第 59号
最近改正 平成15年11月5日 環境省告示第123号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

全公共用水域及び全地下水を対象とする。

達成期間は「直ちに達成・維持する」とする。

海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
河	B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
	C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
川	D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
	E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

入江川、帷子川、大岡川、宮川及び侍従川全域はB類型、鶴見川の鳥山川合流点より上流はD類型、下流はE類型、境川全域はD類型とする。

大腸菌群数に係る基準値については、当分適用しない。

達成期間は、帷子川、大岡川、宮川及び侍従川は「直ちに達成」、入江川は、5年以内で「可逆的速やかに達成」、鶴見川、境川は、5年を越える期間で「可及的速やかに達成」とする。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質	
海 域	B	水産2級 工業用水及びC以下 の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと
	C	環境保全(日常において 不快感を感じない限度)	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

(3) 海域の全窒素及び全りんに係る環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

*基準値は上層の年間平均値とする。*基準値は上層の年間平均値とする。*水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。*水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。*水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。*生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(4) 有害物質項目及び排水基準

有害物質の種類		排水基準（許容限度）
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg / L
	シアン化合物	1 mg / L
	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.2 mg / L
	鉛及びその化合物	0.1 mg / L
	六価クロム化合物	0.5 mg / L
	砒素及びその化合物	0.1 mg / L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / L
	トリクロロエチレン	0.3 mg / L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg / L
	ジクロロメタン	0.2 mg / L
	四塩化炭素	0.02 mg / L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg / L
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg / L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg / L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg / L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg / L
	チウラム	0.06 mg / L
	シマジン	0.03 mg / L
	チオベンカルブ	0.2 mg / L
	ベンゼン	0.1 mg / L
	セレン及びその化合物	0.1 mg / L
	ほう素及びその化合物	10(230) mg / L
	ふっ素及びその化合物	8(15) mg / L
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg / L

有機燐化合物の排水基準は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例による。

ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

4 土壌汚染に関する環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最近改正 平成13年3月28日 環境省告示第16号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。

5 ダイオキシン類の環境基準等

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
最近改正 平成14年7月22日 環境省告示第46号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ / L 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ / g 以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

- 備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250 pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設と大気排出基準

項番号	特定施設の種類の	排出基準 (単位：ng-TEQ / m ³)		
		新設施設	既設施設	
			～H14.11.30	H14.12.1～
1	焼結鉢（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5※	20	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	40	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの	1	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上のもの	4t/時以上	0.1※	1
		2～4t/時	1※	5
		2t/時未満	5※	10

※既存施設の一部で、平成9年12月2日以降、平成12年1月14日までに設置されたもののうち、既に大気汚染防止法により抑制基準が適用されていた施設は新設施設の基準が適用される。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設と水質排出基準

号番号	特定施設の種類	排出基準 (10pg-TEQ/L)	
		新設施設の基準適用日	既設施設の基準適用日
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	H12. 1.15	H13. 1.15
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	H14. 8.15	H15. 8.15
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	H13.12. 1	H14.12. 1
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	H14. 8.15	H15. 8.15
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	H17. 9. 1	H18. 9. 1
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	H12. 1.15	H13. 1.15
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	H13.12. 1	H14.12. 1
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	H13.12. 1	H14.12. 1
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	H16. 1. 1	H17. 1. 1
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	H16. 1. 1	H17. 1. 1
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン(別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	H14. 8.15	H15. 8.15

号番号	特定施設の種類	排出基準 (10pg-TEQ/L)	
		新設施設の基準適用日	既設施設の基準適用日
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	H12. 1.15	H13.1.15
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	H14. 8.15	H15. 8.15
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	H17. 9. 1	H18. 9. 1
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	H12. 1.15	H13. 1.15
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	H12. 1.15	H13. 1.15
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第308号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	H17. 9. 1	H18. 9. 1
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	H12. 1.15	H13. 1.15
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	H12. 1.15	H13. 1.15

注) 号番号 6・12・15 の施設について、H15.1.14 までの既設施設の排水基準は次のとおり。6・12号:20pg-TEQ/L、15号:50pg-TEQ/L

6 騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度及び道路交通振動の要請限度

(1) 騒音の環境基準（一般環境）

地域の類型	LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注：横浜市にはAAにあてはまる地域はない。)

(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域については下表のとおりとする）

地域の区分	LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

* 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道をいう。

(3) 道路交通騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
		昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
B 地域	b 区域	第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第17条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

(4) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

(昭和 51.11.10 総理府令第 58 号、振動規制法施行規則別表第2)

	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～午前 8 時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	無指定

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第2種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第16条第1項の規定により、この限度を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

(5) 新幹線鉄道騒音の環境基準 (昭和50.7.29 環境庁告示第46号)

地域の類型	都市計画法による用途地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域	70デシベル以下
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
II	無指定	75デシベル以下
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	

(6) 新幹線鉄道振動の指針値













- 70 デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

7 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標

(河川域)

水域分布	目標イメージ	達成目標			補助目標								
		BOD	生物指標による感覚的な水質階級	ふん便性大腸菌群数	水深 ¹⁾	流速 ¹⁾	床床状況と美観	周辺環境					
I	豊かな緑に囲まれた自然のせせらぎ	3mg/l以下	「源流・上流域」の 「大変きれい」 アブラハヤ ホトケドジョウ	1,000個/100ml以下	5~15 (10) cm ²		自然河床の 保全・ ゴミの ないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。					
	魚とりが楽しめるのどかな小川	3mg/l以下	サワガニ						10~25 (15) cm ²	自然河床の 復元・ ゴミの ないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。		
		5mg/l以下	「源流・上流域」の 「きれい」 メダカ カワニナ										
II	水遊びが楽しめる澄んだ流れ	3mg/l以下	「中流～下流域」の 「大変きれい」 シマドジョウ ヘビトンボ	10~30 (20) cm ²	30 cm/s 程度	30 cm/s 程度	自然河床の 復元・ ゴミの ないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。					
		5mg/l以下	「中流～下流域」の 「きれい」 ウグイ シロハラコカゲロウ										
	多様な利用ができる豊かな流れ	5mg/l以下	オランダガラシ						30~50 (40) cm ²	30~50 (40) cm ²	ゴミの ないこと	川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。	
	散歩が楽しめる、ゆえやかな流れにうるおいを感じる川	8mg/l以下	「中流～下流域」の 「やや汚れている」 オイカワ エビモ										河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。
	ボート遊びが楽しめる魚影が写りこむ広がりのある流れ	3mg/l以下	「感潮域」の 「きれい」 ビリンゴ クサブリ										
	5mg/l以下	オサガニ											

(海川域)

水域区分	目標イメージ	達成目標				補助目標	
		COD	生物指標による 感覚的な水質階級	窒素 ・リン	ふん便性 大腸菌群数	底質状況 と美観	周辺環境
I	海水浴や干潟が 楽しめる自然豊かな海辺 	2mg/ℓ 以下	「内湾」の「きれい」 「干潟」の「きれい」  シロギス  クサフグ	T-N 0.3mg/ℓ 以下 T-P 0.03mg/ℓ 以下	100 個/100ml 以下	ゴミが 散乱して いない こと	砂浜の保全、後背緑地 の保全・復元等の生態 系の保全を重視し同時 に海浜レクリエーショ ン等の親水性にも配慮 する。
II	釣りや水辺の散歩、釣果の 利用ができる居気のある海辺 	3mg/ℓ 以下	「干潟」の「きれい」 「内湾」の「きれい」  ピリンゴ  ミミズハゼ	T-N 0.6mg/ℓ 以下 T-P 0.05mg/ℓ 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	底質の改善等、閉鎖性 海域の環境の改善や干 潟の保全に努め、プロ ムナードや親水公園の 整備等、親水機能の改 善に配慮する。
III	港情緒を味わうことのできる海辺 	3mg/ℓ 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」  ヨロイソギンチャク  クサフグ	T-N 1.0mg/ℓ 以下 T-P 0.09mg/ℓ 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	港や湾内に位置する波 の穏やかなこの水域に おいては、親水性と修 景性の両面を重視し、 臨海公園における水辺 への親しみやすさの創 出とともに、うるおい のある海辺景観づくりに 努める。
IV	釣りや海釣り施設での 楽しめる海辺 	2mg/ℓ 以下	「岸壁」の「きれい」 「内湾」の「きれい」  シロギス  マアジ	T-N 0.3mg/ℓ 以下 T-P 0.03mg/ℓ 以下	—	ゴミが 浮いて いない こと	この沿岸水域におい ては、生物生息環境と眺 望へ配慮し、海釣り施 設やマリナーの整備に 努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域	海域
I. 「源流～上流域」	I. 「砂浜域」
II. 「上流～下流域」	II. 「干潟域」
III. 「感潮域」	III. 「港湾域」
	IV. 「その他の沿岸域」

- *1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- *2) 水深の補助目標値欄の()内の数値は、代表的な値である。

*平成12年10月31日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川はE類型からB類型になったため、水域区分に新たにI㊸、II㊸、III㊸を設定しました。
なお、新水域区分は平成13年度から適用しています。

横浜市の水域区分一覧

(河川域)

区分	水系	水 域
IA	鶴見川	寺家川
		岩川
		梅田川・台村川
	帷子川	堀谷戸川
		矢指川
	大岡川	大岡川 (田中橋より上流)
	宮川	宮川 (左支川合流点より上流)
	侍従川	侍従川 (新川橋より上流)
	柏尾川	名瀬川
		舞岡川
いたち川 (城山橋より上流)		
I B	帷子川	帷子川 (矢指川合流点より上流)
		二俣川
		中堀川
		市沢川
		くぬぎ台川
IB	鶴見川	奈良川
		黒須田川
		大熊川
		鳥山川
	柏尾川	阿久和川
		平戸永谷川
	境川	大門川
		相沢川
		和泉川
		宇田川

* I B・II A・III Aは平成13年度より適用

区分	水系	水 域
II A	入江川	入江川 (寺尾橋より上流)
	帷子川	帷子川 (矢指川合流点より宮川橋まで)
		今井川
	大岡川	大岡川 (田中橋から弘岡橋まで)
日野川		
II A	鶴見川	江川
		早淵川
柏尾川	柏尾川 (平戸永谷川合流点より久保橋まで)	
II B	鶴見川	鶴見川 (市境より大綱橋まで)
	鶴見川	恩田川 (市境より下流、鶴見川本川合流点まで)
II C	柏尾川	柏尾川 (久保橋から市境まで)
		いたち川 (城山橋より下流)
境川	境川 (市域全川)	
III A	入江川	入江川 (寺尾橋より下流)
	帷子川	帷子川 (宮川橋より下流)
	大岡川	大岡川 (弘岡橋より下流)
	宮川	宮川 (左支川合流点より下流)
III	侍従川	侍従川 (新川橋より下流)
	鶴見川	鶴見川 (大綱橋より下流)

(海域)

区分	水 域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港 (内港)
IV	根岸湾
	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域